

監査第 1317 号
平成15年 4月28日

福岡市長 山崎 広太郎 様

福岡市監査委員	福 田 康 男
同	大 石 司
同	高 橋 宏
同	上 野 寛

監査の結果に関する報告等の提出について

平成15年1月28日付け総人第1557号で地方自治法第199条第6項及び第7項の規定に基づく福岡市長からの監査の要求に対し、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を提出するとともに、併せて同条第10項の規定に基づき意見を提出する。

1 監査の趣旨

平成15年1月28日に地方自治法第199条第6項及び第7項の規定に基づき福岡市長から要求のあった監査について、次のとおり監査を実施した。

2 監査対象事項

「博多港開発株式会社のケヤキ及び庭石購入に係る博多港開発株式会社及び福岡市の事務執行に関すること」を監査対象事項とし、ケヤキ及び庭石の購入に関し、次の事項について監査を実施した。

(1) 博多港開発株式会社について

- ア 購入に至った経緯の事実関係
- イ 売買契約等の内容及び手続き、購入金額の妥当性
- ウ 購入した資材の管理と活用
- エ 博多港開発株式会社の損害

(2) 福岡市港湾局について

- ア 購入依頼文書及び覚書等の経緯の事実関係
- イ 出資者(所管局)としての指導監督及び権利行使について

(3) 西田元市議及び元市議関連会社3社の介在の有無について

3 監査実施状況

(1) 事情聴取

- ア 概況聴取
 - (1) 博多港開発株式会社(以下、「博多港開発株」という。)
 - (2) 福岡市港湾局(以下、「港湾局」という。)
- イ 個別聴取(直接聴取・延46名・実人数41名、電話聴取1名)
 - (1) 博多港開発株 関係社員(退職者を含む。)
 - (2) 港湾局 関係職員(退職者を含む。)

(2) 関係人等調査状況

- ア (財)林野弘済会熊本支部(以下、「(財)林野弘済会」という。)
- イ 熊本県土木部河川課
- ウ 九州森林管理局販売課
- エ 九州地方整備局河川部水政課

- オ 大成産業(株) 代表取締役 橋口 昌治 氏
- カ (有)荒嶽庭石 代表取締役 荒嶽 春男 氏
- キ 一ツ葉技研(有) 代表取締役 長友 巖 氏 (都合がつかず電話により事情聴取を行った。)
- ク 海浜公園振興(株) 代表取締役 三苦 達久 氏
- ケ 西田 藤二 氏(以下、「元市議」という。)
- コ 下水道局 関係職員(直接聴取・実人数4名)
- サ 植栽工事施工業者及び設計業者 面会実数 計3社
- シ 門田 悟 氏(協力が得られなかった。)
- ス (株)イゴス 代表取締役 佐藤 亮二 氏(協力が得られなかった。)
- セ (株)時習館 代表取締役 坂本 松男 氏(連絡がとれなかった。)
- ソ 五木共業組合 組合長 (都合がつかず面会できなかった。)

(3) 資料収集分析

- ア 平成15年2月24日百条委員会提出資料
- イ 平成15年3月14日百条委員会提出資料
- ウ 博多港開発(株)の経理関係資料, 工事関係資料その他関連資料
- エ 港湾局 関係文書, その他関連資料
- オ (財)林野弘済会 関連資料
- カ 熊本県土木部河川課 関連資料
- キ 九州地方整備局河川部水政課 関連資料

(4) 実地調査

- ア 東区アイランドシティ ケヤキ植栽状況
- イ 東区東浜 五木石保管状況
- ウ 中央区地行浜二丁目地行浜緑地(シーホーク横) ケヤキの状況
- エ 西区小戸二丁目西部水処理センター ケヤキの状況
- オ 鹿児島県鹿屋市・串良町の圃場におけるケヤキの状況

(5) 学識経験者等の意見

ケヤキ及び庭石の評価について,(財)建設物価調査会九州支部,(社)日本造園学会,(社)日本公園緑地協会,(財)福岡県緑化センター,(財)九州環境管理協会,(財)経済調査会九州支部に評価に係る調査業務について打診をしたが,協力を得られなかったため,都市整備局の協力を得て学識経験者等6名を委嘱し,ケヤキに関する調査及び意見を求め,平成15年4月10日「博多港開発株式会社所有のケヤキに係る意見書」の提出を受けた(添付資料参照)。

4 調査結果

(役職名はすべて当時のもの)

(1) ケヤキ購入 , 庭石購入の経緯

ア ケヤキ購入の経緯

- ・平成 2 年 1 0 月 2 6 日に , 林野庁長官から各営林 (支) 局長へ「国有林野内の緑化用立木販売の積極的な推進について」の依頼文が出されている。
- ・平成 4 年秋から冬の間高千穂営林署長が本市港湾局を訪問し , 緑化木のセールスを行った。港湾局参与は , 志岐局長に呼ばれ , 二人で営林署長に対応した。営林署で緑化木の販売をし , 独立採算で事業費の捻出が必要との説明を聞き , 緑化木の写真集を見せてもらった記憶がある (志岐局長は明確な記憶がなく , 挨拶だけしたのではないかとのことである。)
- ・常務取締役によると , 平成 4 年暮れから平成 5 年早々に元市議が , 博多港開発(株)に来社し , 宮崎の営林署が処分する木がある , という情報提供を受けたので , 専務取締役にその旨を伝えたところ , 同専務から使用計画がないのでその旨を伝えるように指示を受け , 自分が 2 , 3 日後に元市議に予定がないことを伝えた (元市議は記憶がないとのことである。)
- ・関係職員らによると , 大成産業(株)のケヤキが使われたものとして元市議の紹介によるものが , 平成 4 年 1 2 月の地行中央公園で 3 本 , 平成 5 年 1 1 月の地行浜植栽工事 (シーホーク横) で 5 ~ 6 本 , また , 元市議の紹介等の確認はできなかったが , 平成 5 年 1 2 月から翌年 1 月にかけて西部下水処理場整備工事で 2 5 本使われたとのことである (元市議はいずれも覚えはないとのことである。)
- ・平成 5 年 1 月 1 3 日付けで「環境緑化木の販売について (購入依頼) 」という高千穂営林署長からの購入依頼文が港湾局に送付され , 供覧欄に , 志岐局長 , 港湾局参与 , 技術課長の印が押されていた。
- ・営林署長からの購入依頼文については , 港湾局参与によると , 自分が預かって , 後日文書を受け付けたため , 受付日が同年 1 月 1 8 日と遅れたもので , 自分の方から営林署に文書を出すように依頼したのではないとのことである。
- ・平成 5 年 1 月 2 0 日に港湾局長名で博多港開発(株)に対し , 「依頼文」(樹木の確保について) の文書が出されている。港湾局参与によると , 積極的に買ってもらおうと思っていたわけではなく , 博多港開発(株)へも連絡しておこうということで , 志岐局長と自分で決めた (志岐局長によると , はっ

きり覚えていないが、営林署からの依頼に基づいて、情報提供という趣旨で依頼文書を出すということで押印したものではないかと考えられるとのことであった。)

・技術課長は、港湾局参与から起案の指示があり、依頼文を自分が作成したかどうか覚えていないが、部署名及び件名は自分の字であると述べている。起案者は、技術課長から起案理由を考えてくれと指示されて起案理由を書いたが、依頼文を作った覚えがないとのことであった(港湾局参与は、起案の作成を指示した記憶はないとのことであった。)

・関係者によると、開発部長の印鑑がないのは、港湾局参与からいらなと言われてたとのことである(港湾局参与によると、開発部長の決裁がいらなと言った記憶はないとのことであった。)

・博多港開発(株)常務取締役によると、港湾局からのケヤキ購入の働きかけが再三あり(なお、港湾局関係者では、購入の働きかけについて記憶しているものがいなかった。)、平成6年8月25日に、自分と取締役技術顧問及び港湾局工務課係長の3人でケヤキの事前調査を行ったとのことである。

・港湾局工務課係長によると50～60本を、圃場で見たが「切りぶかし」で、今の状況では使えないので、今後、養生が必要であると博多港開発(株)に報告した(現在復命書は廃棄されている。)。博多港開発(株)では当分使う予定がなく、そのままケヤキの購入について放置していた。

・平成7年5月9日に(助)林野弘済会熊本支部長、副部長が博多港開発(株)に来社し、樹木の活用についての話があり、専務取締役と常務取締役が応対した。

・平成7年8月8日付けで港湾局から博多港港湾管理者名(市長名)で博多港開発(株)に「植栽用高木の確保について(依頼)」の文書が出された。

・港湾局長によると、その時の状況は、覚えていないとのことである。決裁の時は、当然説明を受けていると思うが、印象として残っておらず、博多港開発(株)社長が難色を示したことも聞いていないとのことである。

・港湾局長は、ケヤキの購入や平成7年9月28日に締結した「覚書」(以下、「覚書」という。)について、博多港開発(株)社長が、直接自分に意見を言ったのなら印象に残っているはずだが、そのようなことはなかったと述べている。

・依頼文の起案者である港湾局技術課係長は、開発部長か技術課長の指示で起案したと述べている(開発部長によると、記憶にないとのことであった。技術課長は死亡しているため確認はとれなかった。)

・決裁の合議をした港湾局経営計画担当課長は、依頼文の時点では、香椎

パークポートには、漠然とした計画しかなく、また、緑地や桜の名所とかスポーツ・レクリエーション施設とかの話もなく、ケヤキが何本とかは全くなかったと述べている。

- ・博多港開発㈱常務取締役によると、この依頼文については、あまりにうるさく港湾局が言ってきたので、市の指示ということを確認するために文書で出すように依頼した結果出されたもので、港湾局からの依頼は最初から「ケヤキ」であったと述べている。

- ・また、社長は購入しなくていいと言っていたが、博多港港湾管理者である市長名で依頼文が届いたので断れないと専務取締役や常務取締役が社長を説得した。しかし、社長は気に入らず、買戻しの覚書を書いてもらうことになったとのことである。

- ・博多港開発㈱専務取締役は、市の代わりに購入したという考えで、会社に損害は生じないと思った。

- ・「覚書」について、港湾局参与は、博多港開発㈱からの要請で作成し、「覚書」の中で、「市場価格との見合いで総合的に判断し決める」というように修正を行った。

- ・港湾局では技術課長と技術課係長が対応した。

- ・港湾局技術課係長によると、覚書に平成12年度を目途とあるのは、香椎パークポートで平成12年度を目途に大規模緑地が計画され、アイランドシティの基盤施設整備計画では、平成12年度から13年度に緑地が計画されていたからである。また、当初、港湾局から10年という申出があったが、博多港開発㈱から10年では長すぎるということで5年になったと述べている（この点について港湾局技術課長は死亡しているため、聴取はできなかった。）

- ・起案者によると、港湾局の依頼文と「覚書」の決裁に総務課長の合議がないのは、上司からの指示だったということであった（この点について港湾局技術課長は死亡しているため、聴取はできなかった。）

- ・博多港開発㈱工務第2課長は、覚書を作った明確な記憶はなかった。

- ・この「覚書」の具体的内容を確認する「覚書に係る確認事項」という文書が作成されていた（港湾局から写しが提出されたが、原本については存在を確認することはできなかった。）当該文書において作成年月日は未記入だが、保管管理費、掘取運搬費、事務費及び使用期限を越えた時の取扱いについて両方で協議することなどの記載が見られ、港湾局技術課長と博多港開発㈱工務第2課長の押印が認められている。

イ 平成7年1回目のケヤキ購入の経緯(200本)

契約年月日 平成7年10月31日

契約金額 206,000,000円(税込み)

・平成7年10月31日のケヤキ購入について、博多港開発(株)では、積算資料臨時増刊に1本160万円の記載もあり、比較した結果、維持管理及び移設費すべて込みで100万円ならよからうということで購入決定した。また、(財)林野弘済会は林野庁公益法人の団体であり契約保証人をつけなかった。取締役会に諮る話もあったが、筆頭株主で博多港港湾管理者である市長からの指示であることから、取締役会には諮られなかった。

・1回目の博多港開発(株)と(財)林野弘済会の契約直後、平成7年11月13日(財)林野弘済会は大成産業(株)と売買契約を締結した。この契約の連帯保証人には海浜公園振興(株)と(株)イゴスとなっている。

・港湾局技術課係長は、1本100万円と契約後に聞いて、全て込みだったので安いと思ったとのことである。また、博多港開発(株)の購入は知っていたと述べている。

・平成8年2月14日に、博多港開発(株)常務取締役ほか3名の社員で、ケヤキ購入後の検収に行ったが、当時「切りぶかし」についての認識はなく、契約相手の林野の専門の方から「新芽が出れば元に戻る、全然心配いらない」という説明を聞いている。

・平成8年3月21日に、港湾局工務係長と博多港開発(株)の工務第2課長らが延岡にケヤキの検収に行った。港湾局工務係長の報告書によると、平成6年8月25日に調査していた樹木の生育状況を調査した結果、今回、新しく苗畑に持ち込まれたもの及び以前(平成5年2月及び12月)に移植された分について、今後数年間の養生が必要であるとの記載があり、また、所見には、樹木が大量に用意されているようであるが、大径木は使用先、使用目的が限定されるため、将来の需要計画の策定が必要であると記載がされている。

ウ 平成11年2回目のケヤキ購入の経緯(300本)

契約年月日 平成11年8月31日

契約金額 315,000,000円(税込み)

- ・平成8年4月に着任した港湾局技術課長は、前任者が病気のためケヤキについても事務引継を受けておらず、ケヤキの買戻しは、平成12年度までに港湾局が引き取るという文書があることを、博多港開発(株)から話があって、その時に初めて「覚書」を見たとのことである。
- ・そのため、平成10年1月28日に港湾局開発部技術課から、博多港開発(株)に確保させていたケヤキ200本の活用について、港湾局の建設部工務課、東部建設部建設第1・2課に依頼文を出すとともに、使う予定がないかを港湾局内の関係職員に口頭で確認した。自分も香椎パークポートの補助事業で環境整備事業として、1本100万円もする木を使用することはできないと判断したので、博多港開発(株)の工務第2課には、口頭で港湾局内では、すぐに使うことはないと回答した。
- ・港湾局技術課長によると、博多港開発(株)は、早く港湾局に買い戻してもらわないといけないと言っていたが、平成12年度まで期間があり、あわてる必要はないと、上司にも話していなかった。
- ・平成10年7月16日に港湾局工務課係長らがケヤキの調査のため出張しているが、報告書では、「今回調査では、すぐに利用できるものは10本程度であった、今後、順調に成長し利用できる状態になったものから順次利用するのが適当である」と記載があった。
- ・当時、大庭常務が「平成14年度のまちびらき」の大号令を出し、博多港開発(株)は「はやく売れる環境を」ということで動いていた。まず、大庭常務の指示で、博多港開発(株)工務第2課長がケヤキの購入の申し入れを(財)林野弘済会にした。
- ・(財)林野弘済会では、長期間にわたる売買契約や保管・管理の責任を担保することは経営上厳しいので、口頭で断った。工務第2課長は大庭常務に相談し、(財)林野弘済会に「他を紹介してくれ」と依頼した(大庭常務はよく覚えていない。)
- ・平成11年7月27日に(財)林野弘済会と大成産業(株)代表取締役が来社し、大庭常務と経理部長とで契約内容の協議をした(大庭常務によると挨拶ぐらいはしたかもしれないが、話に入っていないので、内容は全然記憶にないとのことである。)
- ・この売買契約は、経理部長としては当初国有林なので、当然(財)林野弘

済会と契約するつもりだった。枯れ補償について、半分は(財)林野弘済会が負担するよう伝えたが、(財)林野弘済会は難色を示して「契約から降りる、大成産業(株)と契約をしてくれるように」と言った。経理部長は、(財)林野弘済会が担保できる業者を推薦してくれないと民間業者とは契約できないと伝えた。

- ・その後、大成産業(株)が推薦されることになり、推薦文は、博多港開発(株)と(財)林野弘済会双方で協議し、平成11年8月5日に(財)林野弘済会から博多港開発(株)に送付された。

- ・2回目の購入直前の平成11年8月24日の出張については、大庭常務が出張前の会合において、たまたま出張の話をした際に、港湾局開発第1課長も行くことになり、一緒に人吉の営林署と博多港開発(株)がすでに保有している200本を鹿屋の圃場に見に行った(近々ケヤキを購入することについて、博多港開発(株)側の社員らは「ケヤキを使いたい」ということが伝わっていたはずだと述べているが、港湾局開発第1課長らは、博多港開発(株)から聞いていないと述べている。開発部長も口頭復命はあったが、ケヤキ300本を購入する話などはなかったと述べている。)

- ・その出張時に大庭常務は、ケヤキは、「今後は、将来的には入手できなくなる」と営林署長から聞いている。

- ・大庭常務は、平成7年に購入したケヤキ200本を圃場を見て、「こんなものは買えない。今度は自然樹形のものを用意するように」と大成産業(株)に何度も指示したと述べている。

- ・港湾局開発部長は、「14年度まちびらき」については聞いたことはないとのことである。具体的に何も決まってないのに、博多港開発(株)の思い込みとしか考えられない。港湾局としては、現実性・具体性が全くなかったと述べている。

- ・志岐社長は、「14年度まちびらきについては、事業の実施計画前の基本計画の中で、博多港開発(株)が行うもので、港湾局と協議しながら行うものとは考えておらず、基本計画の段階においては、他の開発事業においても同様の考え方で進められているはずだ」と述べている。

- ・経営企画課長は大庭常務に、平成11年の6月か7月の2回目の購入前に「すでに500本確保している」と言われ、それをもとに緑化計画を作成するよう指示された(大庭常務は、港湾局がケヤキ200本を買い戻してくれなければ最終的には、博多港開発(株)で使うことになるので、合わせて500本あるという意味だったと述べている。)

- ・博多港開発(株)工務第2課長によると、1回目と異なり2回目のケヤキ購入の300本は自社の工区で使用するものであり、港湾局に相談・協議等

は一切しなかった。大庭常務の指示で購入した。(大庭常務は、「平成14年度のまちびらき」のための一環として、ケヤキを確保したもので、港湾局に話はしていないと述べている。)

- ・博多港開発(株)工務課社員は、工務第2課長から購入決裁の添付資料をもらい、購入起案を指示された。

- ・また、大庭常務はケヤキ購入に関しては、議事録にはないと思うが、常勤役員会(以下、役員会という)で状況報告を行い、意見交換も行っていたと述べている(役員会の議事録では、ケヤキ購入の件について確認はできなかった。)

エ 平成13年3回目のケヤキ購入の経緯(100本)

契約年月日 平成13年12月4日

契約金額 99,750,000円(税込み)

- ・大庭常務によると、ケヤキの購入の検討を行ったきっかけは、土砂受入の4億円の収入があったことと、平成14年度から国有林の高木はださなという情報があったことによるものであるとのことである。

- ・工務部長によると、大庭常務からケヤキ100本を購入する前に600本を使う緑地計画を立てるよう指示があったとのことである(大庭常務によると、工務部からケヤキ100本という話があって、工務部長に600本の計画を立てるように指示したとのことである。)

- ・3回目の購入も2回目と同様(助)林野弘済会に打診したが拒否され、大成産業(株)の推薦文を受け取った。

- ・購入分はすべて「切りぶかし」ではなかった。

- ・九州森林管理局によると、大成産業(株)に対してのケヤキ販売記録は、平成7年11月(多良木営林署100本)と平成11年11月(人吉営林署40本)しか残っておらず、これ以外に大成産業(株)へのケヤキの販売があるとすれば、これ以前であるとのことである。

- ・博多港開発(株)によると、この時の購入についても港湾局とは一切協議等行っていないとのことである。

オ 庭石購入の経緯 (10,000トン)

契約年月日 平成12年5月31日

契約金額 359,100,000円(税込み)

・大庭常務によると、アイランドシティまちづくりプロジェクト(以下「アイプロ」という。)の作成中に、自分の指示で11年秋ごろ石を使った日和山公園などの計画ができた。石を探していたところ、博多港開発(株)の工務第2課長は、一ツ葉技研(有)から平成12年3月ごろ、五木石が入手できるという情報を得たとのことである。また、アイプロの具体的計画として、日和山公園に桜の名所をつくり、そこで石公園を作ることになり、その時期に一ツ葉技研(有)から売込みが工務部にあって、現地調査に行かせたとのことである。

・一ツ葉技研(有)は直接石を所有しておらず、(有)荒嶽庭石が所有していた。

・(有)荒嶽庭石は福岡での積み下ろし作業等が困難であることから3社を紹介し、その3社の見積もりをとった結果、博多港開発(株)は一ツ葉技研(有)と契約した。平成12年3月までしか採取できない限定品で、契約を急ぐ必要があったとの説明であった。

・博多港開発(株)工務第2課社員は、工務第2課長からすべて資料をもらい、起案した。

・熊本県土木部河川課及び九州地方整備局河川部水政課によると、川辺川周辺の採石許可は昭和42年以降なされているが、記録で確認できるのは、平成9・10・11年度に五木共業組合に対してだけである。また、12年4月以降許可は、ダム工事関係のため、出されていないとのことである。

・また、河川課によると、熊本県条例では、庭石として採取する場合の転石の土木採取料は、径30cmから60cmまで1個600円、60cmを超えるもの1個900円であるとのことである。

(2) 関係人等の聞き取りの結果

ア 志岐 眞一 氏

平成3年4月～平成6年3月港湾局長，平成6年4月～平成8年3月総務局長，平成8年4月～平成11年3月助役，平成11年6月～平成15年1月博多港開発(株)代表取締役

・港湾局長在任中，ケヤキのセールスは受けたことはない。斡旋紹介等も知らない。高千穂営林署長と会った記憶はない。参与がそう言っているなら，会ったかもしれないが，仮にあったとしても通常の対応と同様に，名刺交換と挨拶ぐらいで，後は担当と話をしてもらっているのではないと思う。

・営林署の方も，よく覚えていない。今回，名刺を探してみたが，そのような名刺は出てこなかった。

・面会の予約も記憶もない。飛びこみではないか。相手が役所だったら事前に予約がなくても，時間があれば挨拶を受けるようにしていたし，その後，担当部署と実務的な話をさせるようにしていた。

・元市議が平成4年暮れから平成5年初めに博多港開発(株)へ訪問した件は知らない。

・地行浜緑地や地行中央公園のケヤキの件なども一切知らない。

・平成5年の営林署から港湾局への依頼文の経緯については，記憶にない。

・平成5年港湾局から博多港開発(株)への購入依頼文の経緯については覚えていない。当時から文書作成等細かい事務作業は，担当部署にまかせており，文書の趣旨を聞いて決裁するという仕事のやり方をしていた。今この文書を見ると，おかしいところかなりある。まともに読んでいけば，このような文書は出していないと思う。本文中のような用語等については，役所では使われない。

・港湾局参与からこの文書の件で相談があったかもしれないが，よく覚えていない。せっかく営林署から依頼文がきたから情報提供という意味で，文書ぐらい出していいのではないかとといったように話したかもしれないが，よく覚えていない。当時，博多港開発(株)の社長とはよく話していたし，同じ建物でよく行き来していた。博多港開発(株)にケヤキの購入の依頼をする趣旨で，文書を出していたのであれば，博多港開発(株)社長にも直接そのことを話したことも考えられるので，博多港開発(株)社長に，自分がケヤキの購入の依頼をしたか尋ねたところ，そのようなことはなかった。

・公印（港湾局長印）が押印してある5年の依頼文が，港湾局にあったと

聞いたので、公印を押した依頼文は一通しかないはずで、港湾局の控えに公印がうってあったのならば、博多港開発株に出していないのではないかと百条委員会で発言した。

・行政監察班の報告は新聞で読んだ。予算確保や方針決定がなされていない点については、単なる事務連絡という趣旨であったことから特に対応していなかったものと思っている。報告では、この文書が作成された責任は、自分にあるとされているが、当時は情報提供という趣旨で決裁があがってきたものに押印したと思われるので、そういう意味では自分に責任はあるといえる。ただ、私の意思・指示で作成させた文書ではない。

・これは、正常な事務処理ではなく、不適切な文書であると指摘されているが、こういう動きがありますよという事務連絡で、会社が検討して必要ならば買うように、という趣旨だったと理解している。今でもそうするだろうと思う。

・平成7年の依頼文・覚書について、港湾局などから当時総務局長であった自分に相談などを受けた記憶はないし、相談を受ける立場にもなかった。

・港湾局専用の市長印ではなく、総務局管理の市長印が押印されていることは知らない。ただ、市長印のことが問題とされているようであるが、総務局の市長印が原則であり、それが使いにくいので港湾局に専用印を置いてあるので、決裁があればどちらの印鑑でも使えるのではないかと考えている。この200本の件は平成11年の300本購入時にはじめて聞いた。

・「14年度のまちびらき」は会社工区の話で博多港開発株が行っていた。具体的には、土地の販売開始ということである。一般の人が入ってくるのに何も無い、だだっぴろい砂漠ような状態では困るので、住宅地の計画と併せて緑地の計画をしていたものである。

・自分が博多港開発株に社長として行った時は、博多港開発株も港湾局も具体的なものは何もしていなかった。民間業者も決まっていなかった。そこで、事務の合理化や事業計画の見直し、まちびらきに向けて何をするか、まちづくりをどうするか、販売の促進、イベントや暫定利用について、指示を出した。特に、今まで埋立造成費用が販売予定価格を超えるような状況だったので、経費を低く抑えることを指示し、そのことだけで40億円ぐらい事業費を縮減できたと思っている。このような課題を役員会で話しており、それを受けて、それぞれの役員が取り組みを行っていた。緑化もしないといけないと役員会で話したと思うし、それを受けて取り組みが行われている中で、ケヤキの件があがってきたものであり、ケヤキを買うこ

とを指示したり，私の意見で，ケヤキの購入が決まったわけではない。

・ケヤキの購入の話がでたとき，とにかく安く，そして最初の200本は「切りぶかし」でよくなかったため，枝ぶりがいいものをと指示した。博多港開発（株）がケヤキ200本を所有していることは，ケヤキ300本購入する時期にすでに購入しているケヤキが200本あるので，合わせて，500本になるということで，報告を受けていたが購入の経緯は聞いておらず，知らなかった。知っていたら港湾局とよく話すように指示していたと思う。

・そして，関係部署で検討してもらって安くいいものを買えるということで稟議書が回ってきて決裁した。ケヤキ購入の件で，大庭常務から話を受けたことはない。大庭常務からケヤキ500本を使った緑地計画というような報告は受けていない。

・港湾局から博多港開発（株）への購入の働きかけについては知らない。

・博多港開発（株）では，通常，決裁前に「よろしいか」という打診があり，よいということになれば，決裁文書があがってくることになっている。

・平成13年ケヤキ100本の購入については，平成11年にケヤキを買うときに，この1，2年でケヤキは出せなくなると聞いたので，いつから買えなくなるか聞いたところ，14年度から，ということであった。

・金もあるし，買ってもしいいのではないかとということで検討させたら，あと100本ぐらいあればということで，買って見たらということになったと思う。何本使うとか，指示はしていない。

・石については，自分がアイランドシティは平地なので起伏をつけられないか検討させたところ，技術的な面から土は金がかかり，水抜きが必要になることから，難しいということであった。多分，自分がそのように指示していた中で，石を使って変化がつけられないか，検討していたのではないか。そういう時に川辺川ダムの水没で川石があるという情報があった。この辺で出る花崗岩は苔をはやすようなもので，いい石かどうかかわからず，その川石の写真を撮らせてきて，見てみるといい石だった。1万トンという数字についてはわからない。

・個々の契約については，博多港開発（株）設立時から取締役会に諮ったことはないのではないかと。取締役会に諮るかどうかにについては実務上は総務担当が判断することになっていたと思う。全体の事業計画は取締役会に諮っており，具体的な業務執行は社長権限という考えで私が社長になる以前から，今までやってきたと思うし，今回のまちびらきやその中で使用するケ

ヤキ及び庭石の確保についても、業務執行に含まれると考えている。取締役会に諮った事業計画に基づく契約についても、1件10億、20億の案件について個々に取締役会に諮っていない。また、取締役会は非常勤として他の団体の役員もいることから、このような取り扱いが今まで行われてきた事情としてあったのではないかと考えている。

・契約案件について、取締役会に諮るかどうかが明確な基準はない。寄付については100万円以上という内規があるが、自分なりの整理では、契約案件は会社の財産として残るが、寄付については会社から財産が出ていくので、こうなっているのではないかと考えている。

・ケヤキ及び庭石の関係会社については、一切知らない。大成産業(株)も知らない。ケヤキ及び庭石の関係で頼まれたり紹介されたことはない。

・議会等では、積算資料臨時増刊は高いと言われているが、市の場合も設計は積算資料臨時増刊で行っている。一体何を基準にして買えばいいのか分からない。福岡市も1本100万で買っている。

・ケヤキ及び庭石を購入したのは、土地の付加価値を高める販売戦略として、先進的な街づくりのため、景観のためであり、また期間限定品であったためである。社内で十分検討して、適正な価格で購入し、現在も購入価格と変わらない資産を保有している。稟議書で監査役も確認している。

・あとでよく聞くと、ケヤキ及び庭石購入代金を、工事仮勘定にいられたということだった。節税対策も考慮して購入していると思っていたので、物品購入で落としていると考えていた。

・工事仮勘定にいられているということは、原価に入るため土地が売れば損失はないと考えている。土地が売れなかったら工事仮勘定からはずして一般の物品購入に移して、業務の利益から市に寄付するように対応すれば会社に損害は生じないのではないかと考えている。

・具体的計画がないのに購入したといわれるが、会社としての具体的計画はあった。開発事業を行う場合、事業計画 基本設計 実施設計という順序になるが、ケヤキ及び庭石を含めた施設を公共用施設として市に引き渡すことを前提として、市との協議が必要になるのは、実施設計の段階であり、現時点は基本設計の段階で、まちびらきも基本設計として行っているものであり、その一環としてケヤキ及び庭石を購入したものである。これは博多港開発(株)の責任において行うものであり、この段階で基本設計の内容について市と協議することは考えないし、このことは事業を行う場合に

通常行われていることであると思っている。

- ・議員から「新春の集い」などの案内があった場合は、行かせるようにしていた。

- ・平成 13 年 7 月 12 日の業務懇談については、時習館の坂本氏とは 1 回食事した記憶がある。マレーシアで日本人の幼稚園の経営をされている。久しぶりに日本に戻ってきたとのことで、1 回しか会っていない。午後 5 時ごろみえて夕方になったので、食事をして話をした。元市議の選挙の総括をされていたことは知っていた。坂本氏は車で来ていたので、酒は飲んでいない。

- ・平成 13 年 12 月 21 日の業務懇談については、元市議の知り合いと会ってその方の知っている店に連れて行かれて 30 分ほど話したと思う。店を出るときに、店に請求はこちらにとお願いしたと思う。相手方は、ケヤキ及び庭石の関係者ではなく、ケヤキ及び庭石の話もしていない。帳簿に元市議となっているのは、経理の担当に元市議の関係と伝えたためではないかと思う。

イ 大庭 樹 氏

平成 6 年 4 月～平成 8 年 3 月港湾局総務部長、平成 8 年 4 月～平成 9 年 9 月港湾局理事、平成 9 年 10 月～平成 14 年 6 月博多港開発(株)常務取締役

- ・平成 5 年の港湾局から博多港開発(株)への依頼文は当時港湾局におらず一切知らない。引継等一切なかった。平成 5 年に依頼文があったことは百条委員会ではじめて知った。

- ・平成 7 年の依頼文について、技術課長が、印をとりにきた。技術課長が持ち回りしていた。その時はすでに計画部長の印はあった。急ぐからとのことで、技術課長から簡単に説明を受けた。香椎パークポートやアイランドシティで使用するということだった。当時、異動してきたばかりであったが、計画では香椎パークポートに 50 ヘクタールの緑地があった。それは地元の要望であったことが頭にあり、そこに植えたりするのかなと思った。

- ・この文書の経緯は知らない。対外文書ということで、合議印を押した。港湾局は部が独立して業務を行っているので、他の部で検討して決めたことを総務部長の立場でとやかに言うような状況になかった。自分の下の課

長・係長印がなかったが、とおるかなと思ったぐらいで深く考えなかった。

- ・当時、ケヤキの利用計画そのものには自分は一切タッチしていない。

- ・博多港開発(株)との協議等は一切知らない。博多港開発(株)の常務とは当時転任の挨拶で名刺交換をしたことはあったかも知れないが、仕事の件で話したことはなかった。

- ・6000万円以上の財産の取扱いは議会の議決が必要なことは知っていた。博多港開発(株)が買うのだから今は必要ないと思った。土地開発公社に土地先行取得させる場合と同様に、あとで市が買う時に議会にかければいいのではないかと思っていた。

- ・対外文書ということで自分のところに回ってきた。自分が指示をして書かせたと新聞等にはあるが、港湾局に来たばかりで港湾局の専門用語を覚えるのに一年以上かかったような状況であり、自分が書かせるような知恵はまわらない。

- ・この文書については、当時の港湾局長がどのように考えていたかはわからない。

- ・平成7年の覚書についても、技術課長が持ってきた。前の分ですと説明を受けた。これも対外文書ということで合議印を押した。所管部署同士で交渉されたと思う。今回の委員会で、資料の中に覚書があって、覚書の存在を見せてもらって初めて知った。

- ・博多港開発(株)社長が難色を示していたことは知らない。

- ・印を押すとき、ざっと内容は見た。博多港開発(株)と協議をしてきたと言われたので印鑑を押した。

- ・「12年度」というのは覚えていない。

- ・当時議会の関係でかなり忙しい時で、徹夜の連続のような状況だったので、覚書のことを特に気にもとめなかった。

- ・経理担当部署との協議や財政局との協議の指示はしていない。予算関係は、博多港開発(株)から購入する時にするのではないかと考えていた。

- ・港湾局長がどのように認識していたのかについてはよく分からない。

- ・担当部で作成された文書の合議を受けたものであって、自分が中心となって作成したという事実はない。

- ・平成11年の2回目の購入の件(300本)について、アイプロは、港湾局長が中心で開発部長・開発第1課長・博多港開発(株)経営企画課長や学識経験者などがメンバーだった。費用は博多港開発(株)が出していたが、実質は港湾局がすすめていた。2ヶ月に1度会合をしていた。このアイプロが、すべての基本となった。新聞報道で、「1億円の無駄」とあったが、

決してそんなことはない。このアイプロをもとに12年新事業計画が策定された。無計画ではなく、計画して購入している。

・「14年度のまちびらき」は港湾局開発部側の主導であったのではなかったか。港湾局の方に聞けばわかるのではないか。

・土地の付加価値を高めて、早く土地の販売を促進しなければならなかった。そこで工務第2課にいい計画を早く策定するように言っていた。緑地にケヤキを買うようにとは言っていない。とにかく平成14年度までには時間がなく、計画と調達などを並行してやっていた。百道浜よりもいいまちをつくろうと頑張っていた。社内みんなの頭の中に、「急がなければ」というのがあった。

・総務担当常務には、経理担当でもあり、一連の購入については当然全部話していた。

・平成11年5～6月頃から2回目購入の話がでていた。6月ごろ、工務部でケヤキの話がすすんでいた。平成11年夏ごろには計画が具体化していた。港湾局のために買った7年の200本の話は博多港開発(株)の工務第2課長以下認識していたと思う。

・購入前、経営企画課長に「局も200本買っている。うちも買えないか」と話した。200本は港湾局が買い戻ししてくれなければ最終的には博多港開発(株)で使うことになるかもしれず、合わせて500本あるという意味だった。

・あとに博多港開発(株)の常務取締役になってから、平成12年度に5年経過したから、工務第2課長に港湾局に買い戻しをしてもらうように指示をした。自分から直接港湾局と話していない。

・枯れ補償の件は記憶にない。

・一連の購入に関しては、総務担当常務にはよく話をしていた。

・平成11年7月27日の(助)林野弘済会副部長と大成産業(株)社長が来社した件については、あまり覚えていない。挨拶ぐらいはしたかもしれないが、話に入っていないので、内容は全然記憶にない。

・平成11年8月20日の港湾局との業務懇談については、アイプロができあがったので、打ち上げとして食事に行っただけだ。特別に誘ったわけではない。打ち合わせはよく行っていた。

・平成11年8月24日及び25日の出張については、自分が行った。その時に営林署長からケヤキの自然木は、将来は入手できなくなると聞いた。出張前の平成11年8月20日の業務懇談で、たまたま出張の話になって、港湾局開発第1課長も一緒に行くことになった。実務的な話は特にしていない。圃場で200本の分をみたが、電信柱みたいで、「こんなものは買

えない。自然樹形のものを用意するように」と大成産業㈱に何度も言った。購入後、結果的に何本か「切りぶかし」がでたが、大成産業㈱が自分に謝ったとされる件は覚えがない。

・博多港開発㈱のまちびらきのための一環として、住宅地の植栽としてケヤキを確保したもので、港湾局にケヤキの話はしていないと思う。他の博多港開発㈱が発注する80億円とか数十億円の工事の件なども港湾局に話さずに行うこともある。博多港開発㈱の裁量内である。当然、こまごまとしたことは、志岐社長には伝えてはいない。実務的なことは、自分に一任されていた。それぞれの仕事の分担があり細かいことを、色々話していたら仕事にならない。毎年1回事業計画について、港湾局に説明する機会があるが、実務レベルでも話しがされてなかったのではないかと思う。まちびらきについては博多港開発㈱が行うもので、もともと港湾局と協議しながら行うものとは考えていなかった。

・ケヤキ購入の件については、役員会の中で何度も話をしてきた。平成11年4月には役員会の全員が知っていたのではないかと思う。役員会の中で港湾局に報告した方がいいとか、取締役会に諮った方がいいとかという話は出なかった。役員会の議事録には項目だけ記載されており、ケヤキという文字はでていないと思う。緑化計画も志岐社長をはじめ役員会に出席していた役員全員が当然知っているはずだと思う。

・経理部長は平成7年購入分200本は早く港湾局に買い戻してもらおうよう催促を指示したがなかなか港湾局が応じなかったと聞いたので、最終的には、博多港開発㈱で使うことになるかもしれないと思った。購入については、当時の経理部長に相談し承諾を得ている。

・このような経緯を経て、稟議書により関係役員、監査役の決裁を得たうえで、社長決裁を得て購入している。

・(財)林野弘済会が、ケヤキについては契約を降りるという話は覚えていない。他に探せとは言ったかもしれないが、(財)林野弘済会にどこか推薦してもらおうよという指示を自分からはしていない。

・平成13年の3回目の購入について、残土受入で4億の臨時収入があり、また、平成14年から高木はださないという、林野庁から通達があったので、それで会社のためにケヤキを買える時に買っておこうということになった。そのような時に工務部からケヤキ100本という話があがってきた。工務部長にプラス100本で合計600本使えるかどうか尋ねたところ、あれだけ広いので大丈夫とのことだった。そこでケヤキ600本の計画を立てるよう指示した。

- ・この購入も一切港湾局には話してない。
 - ・取締役会には、すべての購入について諮っていない。取締役会規則の中の「重要な契約の締結」かどうかの判断は、事実上総務担当常務以下が行うこととなっている。
 - ・取締役会に諮らなかったのは、年度当初に事業計画について諮っており、その計画の実施として契約等を行っているため、大枠として承認を得ているためではないかと理解している。
 - ・役員会でも話しており、稟議書が回る段階でも取締役会に諮ることについてはあがってきていない。取締役会に諮った案件は、「マリノア」や「エバグリーン」等があったが、これらは取締役会に諮っている事業計画から外れる案件だったからではないかと理解している。
 - ・庭石購入について、日和山公園の中に桜の名所を造ろうということになり、そこで石公園をつくることになった。子供がけがをされるといけないので、川石の方がいいと考えていた。その時期に一ツ葉技研(有)の売り込みが工務部にあったと聞いたので、工務部に現地調査に行かせたところ五木石で青やら白やらあったということだった。
 - ・1万トンというのは、当時博多港開発(株)が買える範囲だったので、日和山公園で使うということで決めた。また、今後川石は全国的に入手困難になること、長期計画では博多港開発(株)は今後経営が厳しくなってくるのが、予想されていたので、余裕がある時に買っておいた方がいいだろうということで、買った。
 - ・ケヤキの価格は、赤本、積算資料臨時増刊(当時ケヤキ幹回り1メートルで1本145万円)、建設資料、前例を参考にして決めた。前例は、平成7年の時の1本100万円を参考にした。今でも安く買ったと考えている。
 - ・無計画で購入するというような言われ方をされているが、まちびらきに向けた取り組みという状況の中で、博多港開発(株)という組織でまちびらきに合わせた緑地計画を立てて、手順を踏んで購入したのである。時間がなく、並行して行わないと間に合わなかった。
-
- ・元市議とは一回食事した記憶がある。特に親しいというわけではない。たまたま久しぶりに市役所の玄関でばったり会って、食事に行って住宅用地などの情報交換をした。元市議とはケヤキ庭石の話をしたことがない。
 - ・港湾局の職員とは情報交換を兼ねて食事は何回か行ったことはある。
 - ・元市議の新春の集いには行ったことはない。券は自分の名前で買う。
 - ・元市議関連3社については全く知らない。

ウ 元市議 西田 藤二 氏

昭和 54 年～平成 8 年 9 月福岡市議会議員

- ・平成 2 年林野庁長官から各営林署への国有林販売促進についての依頼文をもとに、林野行政の赤字に対する活動のため、官民を含めて多数に会って、話をしたが、この情報については、百条委員会で述べたとおり、東京で聞いた。
- ・営林署の人と緑化木販売推進については、話をしたことはない。
- ・(財)林野弘済会の職員とも面識がない。
- ・国有林の販売促進について、国有林の販売促進を官民を含めて多数の人に話をした内容などを、海浜公園振興(株)や(株)イゴスに話した記憶もない。
- ・博多港開発(株)の平成 11 年と平成 13 年のケヤキ購入契約者である大成産業(株)橋口社長へ国有林の販売促進の情報などを話したこともない。
- ・国有林の緑化木への販売促進については、福岡市役所においては、どのような部署に話をしたか、よく覚えていない。
- ・地行中央公園の植栽工事において、大成産業(株)の見積もりを取ったことについては、覚えていない。
- ・地行浜緑地(シーホーク横)の植栽工事において、「大成産業(株)のケヤキの見積もりを送るからよろしく」と電話したり、請負業者から見積もり先を聞かれ教えたとのことについては、聞いたこともないし、覚えてもいない。
- ・西部下水処理場場内整備事業において、調査の中で大成産業(株)からケヤキが納入されているようなことについては、覚えがない。
- ・博多港開発(株)が購入したケヤキ及び庭石について、私が関連しているといわれている会社が、この取引に関わっていることは、取引のそれぞれのことがあった頃に報告を受けていたが、細かいことは覚えていない。報告は、海浜公園振興(株)の三苦社長により受けた。
- ・海浜公園振興(株)の株主総会には、最初に何回か出て、後は出席していない。
- ・兄は、海浜公園振興(株)の取締役になって 1 年たっていない。兄から会社の経営状況などは聞いたことはない。
- ・海浜公園振興(株)の三苦社長が、自分の兄に、会社の経営状況などを相談していることについては、あまり聞いたことはない。
- ・大成産業(株)から兄を通じて取引の仲介の話はない。
- ・海浜公園振興(株)の三苦社長が、平成 4 年頃福岡の民間業者とのケヤキの取引で、大成産業(株)から約 100 本を購入した時に、自分の兄に相談した

ら、(株)イゴスを紹介してもらったことについては、聞いたことはない。

・平成7年に博多港開発(株)がケヤキ200本について(助)林野弘済会と契約した際に、三苦社長が橋口社長から相談を受け、橋口社長にリスク分担として(株)イゴスを入れることを話したということについては、聞いたことはない。

・海浜公園振興(株)三苦社長が、博多港開発(株)の庭石購入について、リスクが高いので、自分の兄に相談して、(株)時習館を紹介されたことについても、聞いたことはない。

・兄は、今、(株)時習館の取締役をしている。

・(株)時習館の坂本館長はほとんど1年中マレーシアに行っているが、自分の兄が代行しておらず、社長の手伝いをしている。

・兄が、(有)荒嶽庭石に五木石を見に行ったということについては、聞いたことはない。

・新春の集い、勉強会は、市長や助役など色々な方面に出していると思う。特に博多港開発(株)に出していたわけではない。

・平成13年2月2日大庭常務との業務懇談については、大庭常務と飲食をした記憶はない。

・平成13年12月21日志岐社長らとの業務懇談については、志岐社長とは飲みに行ったことはない。

・博多港開発(株)が平成7年、平成11年、平成13年に購入したケヤキ及び平成12年に購入した庭石について、紹介したり、契約に関与したりというようなことは、一切ない。

エ 大成産業(株) 代表取締役 橋口 昌治 氏

・平成2年の林野庁の通知を受けて営林署から緑化木販売の協力を求められた。宮崎県や民間に5～6本納入した。

・平成3～4年頃から海浜公園振興(株)の三苦氏とつき合いがあるが、きっかけは覚えてない。取引ではなかった気がする。

・地行中央公園・シーホーク横・西部下水処理場のケヤキについて、元市議等の紹介は知らない。元市議との面識はない。福岡市内で色々取引していたので、どこに植えられたか知らない。三苦氏に紹介料等を支払ったかどうかは、三苦氏と当時取引はあったが・・・(明確な回答はなかった)。

・平成7年の博多港開発(株)のケヤキ購入について、最初に(助)林野弘済会

から「福岡市に売りたいのだが」という打診があった。(財)林野弘済会は九州森林管理局の部長からの出向であり、よく知っていた。(財)林野弘済会との直接の商取引は、これがはじめてである。福岡での仕事であったため、知り合いだった海浜公園振興(株)の三苦氏に相談した。三苦氏に相談したのは自主的にしたのであり、(財)林野弘済会や三苦氏から話があった訳ではない。(財)林野弘済会と大成産業(株)の契約の保証人は、三苦氏の提案により海浜公園振興(株)と(株)イゴスになった。その2社が元市議と関係があることは知らなかった。なぜ(株)イゴスを入れるのか三苦氏に聞いたところ、「金は(株)イゴスがもっている。保証は海浜公園振興(株)がする」と言われた。

・ケヤキの取引は、すべて海浜公園振興(株)としたかったが、海浜公園振興(株)から、まず(株)イゴスに全部売ってくれといわれた。それで保有しているケヤキ200本を(株)イゴスに全部売った。金の分配は3社で決めた。

・博多港開発(株)の1回目の購入の検収は(財)林野弘済会側として参加した。その時はじめて博多港開発(株)の人と接したが挨拶はしていない。

・平成11年の購入は(財)林野弘済会から博多港開発(株)に推薦してよいかとの話があったので、お願いした。この契約は大きな契約であり、相手が信用できる博多港開発(株)だから締結した。

・平成11年の購入契約時は、博多港開発(株)の大庭常務から「切りぶかし」でないものをとさかんに言われた。できるだけ努力をすると回答したが、自社提供分40本(残り260本は、門田悟氏保有で自然形)は「切りぶかし」となり、その報告を行った。

・門田悟氏については、緑化木の生産業者で、山取りの専門家である。個人で手広く商売している。平成4～5年に串間のケヤキ250本を営林署から仕入れている。

・大成産業(株)は平成11年の人吉営林署からのケヤキ40本購入以降、営林署から購入を断られたため、自社保有分では博多港開発(株)が要求する本数に不足した。そのために、自社保有40本を門田氏に売り、門田氏のケヤキと併せて本数をそろえ、海浜公園振興(株)に売るように依頼した。

・1回目の200本は(株)イゴスに売っており、その売却代金は4千万円と報道されているが、新聞記者にそういうことを言った覚えはない。また、5年間の保管管理中に枯れ補償や管理費等が予想以上にかかり、最終的には1本当たり40～50万円受け取っている。よって、2社の転売益はそれほど多くないのではないか。取引関係書類は5年しか保存していないため、それ以前の分は破棄している。

オ 海浜公園振興(株) 代表取締役 三苦 達久 氏

(ア) ケヤキ関係

- ・自分は創設当時はいなかった。元市議は発起人の1人であったが役員ではなかった。個人で自分は造園業を営んでいたが、役員として入社し、創設5～6年して社長に推薦され就任した。
- ・採用当時は元市議との面識はない。元市議に会社の経営のことを相談したことはない。
- ・元市議の兄との面識はかなりあり、会社の経営等よく色々な事で相談している。
- ・元市議は筆頭株主で、自分は2番目であるが、株主が死亡したりした後を引き受けて行った結果としてこの様になった。
- ・平成2・3年ごろだったと思うが、当時なかなか木が手にはいらなかった。林野庁が独立採算制になり、また、溪流釣りが趣味で国有林をみたりする中で、国有林販売は商売になると感じるようになった。
- ・国有林は自分は(国有林野事業体でなく)買えなかったので、自分の友人から大成産業(株)を紹介された。
- ・最初、大成産業(株)から、約100本購入した(今回の600本とは全く関係ない。)
- ・その時、仕入れはリスクが高いため不安だった。実際に半分は枯れてしまった。
- ・海浜公園振興(株)は当時、リスクを負いきれる体質ではなかった。それで元市議の兄に相談したところ、リスクの分担をはかればいいと言われた。
- ・具体的には、(株)イゴスを紹介され(株)イゴスがリスクを負うようにしてもらった。このことは、大成産業(株)にも話した。その分海浜公園振興(株)の利益は少なくなったが、確実に利益がある方がいいと思った。
- ・実際100本のケヤキのうちの半分が枯れたので、ほとんど利益がなかったのではないか。この時点で、大成産業(株)、海浜公園振興(株)のケヤキ取引契約が始まった。
- ・その100本の納入が大成産業(株)の実績となり、(財)林野弘済会と大成産業(株)の契約の発端となった。
- ・この件は元市議に話したかについては記憶がない。もしかしたら元市議の兄から伝わっているかもしれない。
- ・民間では、もう一つか二つ取引があったかもしれないが、よく覚えていない。
- ・大成産業(株)とは、その後も取引していた。

- ・大成産業(株)橋口社長は、元市議にケヤキの販売先を紹介してほしいという気持ちは持っていたようである。自分がそのことを直接元市議に話したかどうかよく覚えていない。もしかしたら、元市議の兄から元市議に伝わったかもしれない。
- ・民間には大成産業(株)の木100数本取引していた。市に売り込みたいと大成産業(株)は言ってきた。
- ・平成7年200本の博多港開発(株)一回目購入について、自分へ大成産業(株)橋口社長から話があったと思う。利幅が少なくとも保証してくれるところがあればと思われたのではないか。
- ・自分が、大成産業(株)橋口社長に、リスク分担のため(株)イゴスをこの取引に入れてくれと言った。大成産業(株)橋口社長は当然(株)イゴスのことは全く知らなかった。
- ・一回目の時は、枯れが多くて、(株)イゴスに負担してもらった。二回目以降は、技術が向上し枯れがかなり少なくなった。
- ・(財)林野弘済会と大成産業(株)との契約については、海浜公園振興(株)と、(株)イゴスが保証すると話した。橋口氏から(財)林野弘済会熊本支部長を紹介してもらって、親しくなった。
- ・大成産業(株)橋口社長に(株)イゴスの佐藤氏を紹介した。大成産業(株)・海浜公園振興(株)・(株)イゴスの契約の時、福岡で3人で会った。その時、取り分は海浜公園振興(株)と大成産業(株)が5～6パーセント(ぐらいだったと思う)というのはすぐ決まったが、(株)イゴスが難しかった。
- ・リスクを一番多く負うため、当然取り分は多くしなければならなかった。(株)イゴスにしてみればたいへん不安だったようだ。実際よく枯れて、枯れ木を税務署に証明するのが大変だったらしい。
- ・このような取引は(大成産業(株)が自分の木を売り、それを又買う)、窓口を大成産業(株)にするためだった。2・3回目もそうである。はっきりしないが、大成産業(株)は(株)イゴスに1本50万円ぐらいで売ったのではなかったか。
- ・まず、大成産業(株)が売る金額があり、それを元にそれぞれの役割に応じた取り分を決めていった。技術的なことは海浜公園振興(株)で、リスク負担が(株)イゴス、大成産業(株)が窓口という役割だった。
- ・国有林を商売になると思ったのは自分であるので、海浜公園振興(株)としては、アイデア料と自分が一級造園技師で、樹木医の資格を持っていることから技術指導の役割を担っていた。
- ・志岐社長とは一度も会ったことはない。
- ・平成7年の契約の掘取り、運搬費用の預かり金は、(財)林野弘済会が預か

った。

・300本の話も大成産業(株)から聞いたと思う。(財)林野弘済会が降りるという話は聞いていたが、(財)林野弘済会から大成産業(株)を推薦したことは聞いていない。

・二回目の利益は7パーセントぐらいではなかったか。

・門田悟氏は知っている。特に親しいわけではない。別件で串間の土地を探していた時、大成産業(株)橋口社長から紹介してもらった。門田悟氏がはいつてきた経緯は詳しくは知らない。

・大庭常務とは、大成産業(株)橋口社長が福岡に契約に来た時、一緒に博多港開発(株)についていった。その時、常務室で、大庭常務に挨拶をした。

・大成産業(株)橋口社長も実際のやりとりをしていたのは、工務部の方で、その時大庭常務と会ったのは初めてではなかったか。

・堀取り運搬費用の預かり金は、平成11年の取引は海浜公園振興(株)が預かったが、税務署に説明するのが、大変だった。

・ケヤキの堀取り運搬は海浜公園振興(株)が責任をもってやる。3回目の堀り取り運搬費用の預かりは、(株)イゴスに頼んだ。

・基本契約書は1回目にもあった気がする。2回目に作成した時に破棄したのではないか。2回目の基本契約書の日付(平成11年8月31日)は後から入れた。いつにしてもよかったので契約日にしたのだと思う。

・税務署の問題があり、はっきりさせておこうと言うことで作成した。

・(株)イゴスへの前払い金6500万円は今回の疑惑とは関係ない。(株)イゴスとは貸し借りが繰り返され、かなり複雑なものになっていて、税務署に怒られたため、1本にまとめた。何の支払い分というわけではない。ケヤキ150本というのは、その時にあった在庫が150本あったので、そうした。

・2・3回目は台風もこなかったため、また技術の向上のため、この頃から利益がでてきた。

・管理指導料というのはきちんとした契約ではなく、その時その時の交渉である。

・鹿児島のパラダイスには今でもよく行く。

・営林署は1回目はいらぬ木ばかりとらせたが、2・3回目はいい木をとらせてくれるようになった。

・5~6年前、海浜公園振興(株)の役員が1人減り、元市議の兄から(株)イゴスの佐藤氏をいれてくれと言われた。

・ケヤキの樹形は最終的に生きるために必要な形になる。年数はともかくとして、元に戻る。

- ・価格は積算資料臨時増刊でしか判断できないと思っている。
- ・試験植栽は(財)林野弘済会を通じて仕事にありつけた。植栽請負業者にも営業に行き、仕事もらった。

(イ)庭石関係

- ・一ツ葉技研(有)長友氏とは昔からの付き合いである。以前、長友氏は石材取扱会社にいて独立した。7～8年前飯塚の筑豊緑地の時、その石材会社の下請けに海浜公園振興(株)が入った。その石材会社に(有)荒嶽庭石は「青石」を納入していた。その時面識はなかった。
- ・釣りに行った時、道を間違えて偶然(有)荒嶽庭石の看板をみつけた。そこにはかなりの石が積まれていた。そこで、一ツ葉技研(有)長友氏に聞いてみたら、長友氏が(有)荒嶽庭石に問い合わせさせてくれて、(有)荒嶽庭石の石をまた見について、話しを聞いた。
- ・すると五木石が7千トンあるということだった。全国的に川石はとれなくなっていたので、これは商売になると考えた。そこで色々売り込みを行った。
- ・12年度の営業計画書に庭石の販売として、1億5千万円の計画があるのは、12年度いろいろ売り込みをやっていたからである。
- ・県の土木事務所と書けば良かったのかもしれない。前に話した石材取扱会社から石を買って県に納入した。
- ・博多港開発(株)が公園を作るという情報は、コンサルから聞いた。一ツ葉技研(有)長友氏に行ってみたらと話したことはある。長友氏が、博多港開発(株)に話をしたら、商売になった。
- ・これもケヤキと同様1万トンの石を運ぶには千台のトラックが必要で、千台のトラックが動くと、途中で交通事故があれば、何百万、何千万円の補償が必要なことや、運搬途中で石が割れた場合の補償などのリスク分担を考えた。元市議の兄に相談したところ、理由はわからないが、今度は(株)イゴスではなく(株)時習館を紹介され、そこがリスク負担を負うようになった。たしか(株)時習館がリスクを負うという文書もあったはずである。(株)時習館とは、以前取引はあったことはある。
- ・博多港開発(株)へは、一ツ葉技研(有)がセールスに行った。一ツ葉技研(有)が契約をとり、博多港開発(株)と交渉した。
- ・一ツ葉技研(有)が、博多港開発(株)にセールスに行くときに、元市議に担当者を紹介してもらったかもわからない。
- ・(株)時習館坂本氏はほとんど1年中マレーシアにいており、元市議の兄が代行しているのではないかと思う。

- ・山石より川石の方が安定している。山石は割れやすい。
- ・百条委員会は1回目は弁護士と相談し、当事者ではないということで出席しなかった。2回目はストレスで体をこわし入院し出席できなかった。

カ (財)林野弘済会熊本支部 支部長・副部長(現在)

- ・平成7年5月9日の旅行命令簿で確認したが、支部長と副部長しか福岡に出張していない。支部長は在職中急死している。当事務所の体制では、仕事の配分は厳密であり、営業に行くのは支部長と副部長しかありえない。なお、平成7年11月2日にもこの二人は福岡に出張している。
- ・大成産業(株)に確認したところ、一緒に博多港開発(株)に行ったことはないということだった。
- ・博多港開発(株)以外に樹木の営業及び販売の実績はない。
- ・高千穂営林署から福岡市港湾局への訪問及び依頼文について、高千穂営林署は(財)林野弘済会と打ち合わせはしていないはずである。森林管理局とは打ち合わせをしたような話を聞いたことがある。
- ・高千穂営林署長は、(財)林野弘済会が博多港開発(株)と売買契約をしたことは知らなかった。
- ・(財)林野弘済会と大成産業(株)の取引は、平成7年がはじめてであると推測される。それ以外の大成産業(株)との取引は(ケヤキ以外もふくめて)ない。
- ・(財)林野弘済会は林野庁の退職者や定年間際の職員、プロパーで構成される。業務としては、支部長が対外的なものを行う。すべて支部長の指示で動く。営業部長以下は林野庁の福利厚生保険関係、副部長以下は林業用の物品販売(林業用の薬、地下足袋、ヘルメットなど)で、ここ10年は木の販売はその平成7年の博多港開発(株)への販売しかない。木も取扱事項にはあがっているが、前提として国有林からでたものである。民間から購入し販売したのは今回だけであろう。
- ・その平成7年の以降は、長期間にわたる売買契約や保管・管理の責任を担保することは経営上厳しく手を引いた。
- ・博多港開発(株)の2・3回目の購入は、博多港開発(株)からの打診があったとき、口頭で断った。代わりにどこか知らないかと博多港開発(株)から言われて、大成産業(株)を紹介した。博多港開発(株)が大成産業(株)の名前を出したわけではない。大成産業(株)の紹介文書はこのような経緯で、発送となった。博多港開発(株)の窓口は、工務第2課長である。
- ・平成9年6月の博多港開発(株)の検収は延岡まで(財)林野弘済会の職員と

大成産業(株)も同行した。その時現場に門田氏もいた。名刺で確認したが、大成産業(株)の社長の名刺に「門田」というメモがあり日付も入っており、間違いない。

・保管契約について、大成産業(株)が国有地を借りて圃場としていたが、5年経過し、その土地を販売するため返還しなければならなくなり、また、高台にあり水の便が悪いため、そして大成産業(株)が日常の管理がしにくい場所であったために移植することになった。(財)林野弘済会には負担させないという話であった。ただ、この申し出はどちらからあったのか覚えていない。大成産業(株)は関係はしていないと思う。というのは、(財)林野弘済会が負担していないことを大成産業(株)が聞いて、うちもそうしてもらおうと言っていたからである。

・金額は大成産業(株)から見積もりとって上乘せして博多港開発(株)に提示した。

・2回に分けて博多港開発(株)が(財)林野弘済会に振り込む契約をした理由はわからない。

キ (有) 荒嶽庭石 代表取締役 荒嶽 春男 氏

・五木石は球磨川近辺で採取できるもので、父が名付けた。全国に出荷しているブランド石である。

・日本で五木だけが川石がとれた。国はダム建設のため、採石を全面禁止としたため、長年その石で商売してきた父は国と交渉して、その結果ダム完成前の数年間のみ許可しようということになった。交渉に当たり、個人よりも組合を作った方が許可されやすいのではないかということになり、同業者数人に声をかけ、五木共業組合をつくった。父がやめた後では組合の機能は国との窓口であることだけとなった。同業者はそれぞれ採取場所があったが、平成12年3月にはほとんど廃業している。

・平成12年3月で採石許可が終了し、川石はもう採れなくなった。

・一ツ葉技研(有)とはかなり昔から取引がある。平成11年度の許可期間中(12年1~3月)だったと思うが、一ツ葉技研(有)から最初に話があった。福岡市が1万トンほしいとのことだった。1万トンという量は、はじめてで、また1万トン保有していなかったため、最初躊躇した。しかし、仕事が減っていたため応じた。

・不足する分は他の五木共業組合員の業者をお願いして譲ってもらった。その業者の石は全部自分のところにもってきた。その量は最後の追い込み時点で業者に頼み込んだため、そんなに多くはない。

・福岡での五木石の相場は1トン2万から2万5千円である。それに地元業者分1万円（福岡での積み荷おろしと石の配置等）で最終的な納入価格は、1トン3万から3万5千円である。実際2万をきると赤字になる可能性が高く、それまで2万をきった価格で出したことがなかった。

・当時、バブルがはじけ庭石が売れず在庫を抱えていた時に、今まで扱ったことがない1万トンという数量でもあり、一ツ葉技研(有)からかなり価格を押し下げられた。

・今回の取引（1トン約1万7千円）では長年の経験でどうにか赤字にはならなかったが、車を購入したため、納税する時に借金するなど大変だった。

・一ツ葉技研(有)と博多港開発(株)が契約する時に、保証人になったのは、博多港開発(株)から言われたため、一ツ葉技研(有)が小さい会社のためではなかったのか。

・一ツ葉技研(有)と博多港開発(株)へ契約に行く途中、「契約金額が大きくなったが、了解してほしいと言われた」その契約書をはじめて見て、金額があまりにも大きくなっているのが驚いた。

・当社は、福岡にも多数五木石を納入している。個人やゴルフ場や公園などである。具体的な場所は直接納品はしたことないので、あまり覚えていない。3～4千トンが最大量だった。通常、公園だったら200～300トンぐらいだった。当社は、指定の場所に運ぶことしかせず、現地での作業は一切しない。

・最初、一ツ葉技研(有)が福岡での荷おろしをするという話だった。当然自分としては、一ツ葉技研(有)と契約するつもりだった。(株)時習館は契約の段階ではじめて知った。一ツ葉技研(有)から契約先・振込先は(株)時習館にしてくれと言われた。何故(株)時習館なのかと奇異に感じたが、代金を必ず支払ってもらえるということで応じた。(株)時習館の館長は石を一度見に来た。契約書そのものは郵送ですませた。

・海浜公園振興(株)の三苦氏は知っている。直接取引したことはないが、下請け業者としてだったと思う。今回の取引に海浜公園振興(株)が介在していたことは知らなかった。

・納品が遅れたのは、雪のためである。

・一ツ葉技研(有)と合い見積りをした、三国産業(株)と第一園材(株)とは一ツ葉技研(有)より取引は深い。博多港開発(株)にこの2社を紹介したかどうかは定かでない。

・福岡までの庭石運搬の際の交通事故と石割れの損害については、運送業者が補償する契約となっているので、自分の方にリスク負担はない。

ク 一ツ葉技研(有) 代表取締役 長友 巖 氏 (電話聴取)

- ・ 監査の調査には、協力をしたいが、仕事を新しくはじめ、年度末、年度始めと忙しく、また、体調もあまり良くないので、電話で話したい。
- ・ 海浜公園振興(株)三苦社長からいろいろ話を聞かれたと思うが、三苦氏とは、古くからの知人で一緒に仕事もやってきていた。
- ・ 三苦氏と一緒に、川石のセールスをいろんなところでやっていた。海浜公園振興(株)の三苦氏から川石の情報がもたらされ、平成12年3月頃に自分が博多港開発(株)に五木石のセールスに行った。
- ・ (有)荒嶽庭石との営業をしたのも自分である。
- ・ (有)荒嶽庭石が運搬してきた石の福岡での荷下ろし、人の手配、機械の手配、博多港開発(株)との書類等事務手続きなどは、全部自分がやった。
- ・ (株)時習館を契約の中に入れたのは、リスクを分担することを海浜公園振興(株)三苦氏が提案した。
- ・ 契約書の中に、別表で、庭石の表示として1万3千トン、(有)荒嶽庭石が、契約時に保有していた五木石の総量の形状・寸法を載せているもので、その中から博多港開発(株)が、希望する大きさの1万トンを保管場所に持つてくるために記載している。
- ・ 元市議とは面識はない。

(3) その他 関連事項についての聞き取り状況

ア 地行中央公園植栽工事のケヤキ購入経緯(3本)

(ア) 港湾局職員

- ・ 平成3～4年頃西部建設課職員が、元市議から「高木を使うところはないか」と聞かれ、地行・百道で使う予定があると答えた。
- ・ 平成4年の初め頃元市議が事務所に来て、ケヤキを使えないかという話で、西部建設課職員は「3本ぐらいなら」ということになり、大成産業(株)の見積もりを取った(元市議によると、記憶はないとのことだった。)
- ・ 1本100万円前後で、樹形は良くなかったが、切りぶかしではなかった。
- ・ 地行中央公園には、幹周り1mのケヤキ3本を植えた。
- ・ 平成9年9月には全て枯れて撤去された。

(イ) 請負業者

請負業者は倒産しているため聞取りはできなかった。

イ 地行浜緑地(シーホーク横)のケヤキ購入経緯(5～6本)

(ア) 港湾局職員

- ・平成5年夏頃、シーホークの横でケヤキ28本の植栽が決まり、元市議から電話で「大成産業(株)のケヤキの見積もりを送るからよろしく」とのことで、見積りが郵送され、積算資料臨時増刊と比較し、安価だったので、設計の基準とした(元市議によると、記憶にないとのことだった。)
- ・金額は100万円前後で、設計時には9掛けで90万円とした。枯れ補償・運搬費も含んでおり、妥当な金額と感じた。
- ・請負業者から見積もり先を聞かれれば教える。
- ・切りぶかしの木であったが、それが悪いという認識はなく、規格が合致していたので、それでよいと思い、樹形がいい見栄えがする物を表通り側に植えるように指示した。

(イ) 請負業者

- ・西部建設課職員からの紹介があって、大成産業(株)からケヤキ28本を仕入れることにしたが、掘取りが雪のために遅れ、工期に間に合わないこともあって「切りぶかし」の5～6本を1本80万円くらいで仕入れた。

ウ 西部下水処理場場内整備事業のケヤキ購入経緯(全体で25本)

(ア) 下水道局職員

- ・下水処理場と横のホテルや娯楽施設の間に目隠しとして、高木を植えることが決まり、コンサルと設計の打ち合わせの時に、建設部長から「ケヤキの高木があるので、検討してみてもどうか、熊本の営林署が100本単位で持っている。」と言われ、他の樹木よりは割高ではあるが、数量が確保できるとのことでケヤキに決定した(建設部長については死亡のため聴取できなかった。また、元市議によると、記憶はないとのことだった。)
- ・最初から15mのケヤキを使用するようにとの指示で設計を行い、見積りは、コンサルが取ったのではないか。

(イ) 請負業者

平成5年12月発注14本植栽業者

・下水道局施設課職員から、現場説明の時に「木を確保しているから」と説明があった。契約後、「大成産業(株)から買いなさい」と言われ、14本全部を大成産業(株)から買い、購入時の業者の帳簿では、14本で140万8千円だった。

・事前に宮崎の高原に見に行き、運搬されてきた木は、「切りぶかし」でない山取りのままのケヤキであった。活着するか心配であった。

(なお、平成6年1月発注11本植栽業者は倒産しているため、聞取りができなかった。)

(4) 博多港開発(株)と(株)福岡地所のアイランドシティ土砂受入れ契約について

ア 平成13年10月25日アイランドシティへの土砂受入に関する協定書締結

(ア)土砂の受入予定数量 約300千 m^3

(イ)土砂受入期間 平成13年10月25日から
平成14年8月31日まで

(ウ)(株)福岡地所土砂費用負担金 1 m^3 当たり1,282円

[参考: 交通局土砂費用負担金 1 m^3 当たり810円]

イ 平成13年10月29日アイランドシティ地区土砂受入工事締結

(ア)工 期 契約日の翌日から
平成14年9月30日まで

(イ)契 約 金 額 109,200,000円

ウ 平成14年9月17日アイランドシティ地区土砂受入工事設計変更
変更後契約金額 133,980,000円

エ 平成13年11月20日から平成14年7月13日まで土砂搬入

オ アイランドシティ地区土砂受入工事代金は福岡銀行口座より支出
(土地売却代金は、福岡銀行口座に入金することになっている。)

土砂受入代金の入出金について(佐賀銀行)

(円)

	入 金	出 金	備 考
H 1 3 . 1 2 . 2 7	50,000,000		福岡地所から土砂受入費
H 1 3 . 1 2 . 2 7		49,875,000	ケヤキ購入代金
H 1 4 . 3 . 2 9	50,000,000		福岡地所から土砂受入費
H 1 4 . 3 . 2 9		49,875,000	ケヤキ購入代金
H 1 4 . 4 . 3 0	100,000,000		福岡地所から土砂受入費
H 1 4 . 8 . 3 0		100,300,000	福岡銀行へ口座振替
H 1 4 . 1 0 . 3 1	200,000,000		福岡地所から土砂受入費
H 1 5 . 2 . 2 8		50,000,000	福岡銀行へ口座振替
H 1 5 . 3 . 1 0		100,000,000	福岡銀行へ口座振替
H 1 5 . 3 . 2 7		50,000,000	福岡銀行へ口座振替
H 1 5 . 3 . 2 7			通帳残額 53,060 円

カ 博多港開発(株)経理部長ほか経理部社員に対する聴取状況

- ・大庭常務から佐賀銀行など、地元3行以外の口座に入金するように依頼があったが、経理部としても土砂受入は雑収入として、土地売上代金とは違うことを明確にし、用途などを明らかにするために、佐賀銀行に入金した。
- ・ケヤキ購入後の残金については、借入金の圧縮に使うことにしている。
- ・佐賀銀行口座に土砂受入代金を入れたのは(道義的な問題はあるかもしれないが)見えやすくすることと、佐賀銀行との取引実績をつくるためだった。
- ・佐賀銀行と取引があることは、決算資料にも載せて説明公表しており、隠し口座ではない。

(5) 博多港開発(株)所有のケヤキの状況

「博多港開発株式会社所有のケヤキに係る意見書」(概要)

鹿児島県内の圃場でのケヤキの管理・生育状況

総合的に判断すると、養生畑に植栽されているケヤキの生育状態

は、必ずしも良好な状態とはいえず、公共用緑化樹木の品質寸法規格基準（案）、植栽工事共通仕様書などによる品質基準から厳格に判定すると、余裕を持って合格できるケヤキは多くはない。

しかし深植えの現状を改良し、管理マニュアルを作成して、肥培管理を徹底すれば、4 - 5年後にはある程度は良くなる可能性を残している。

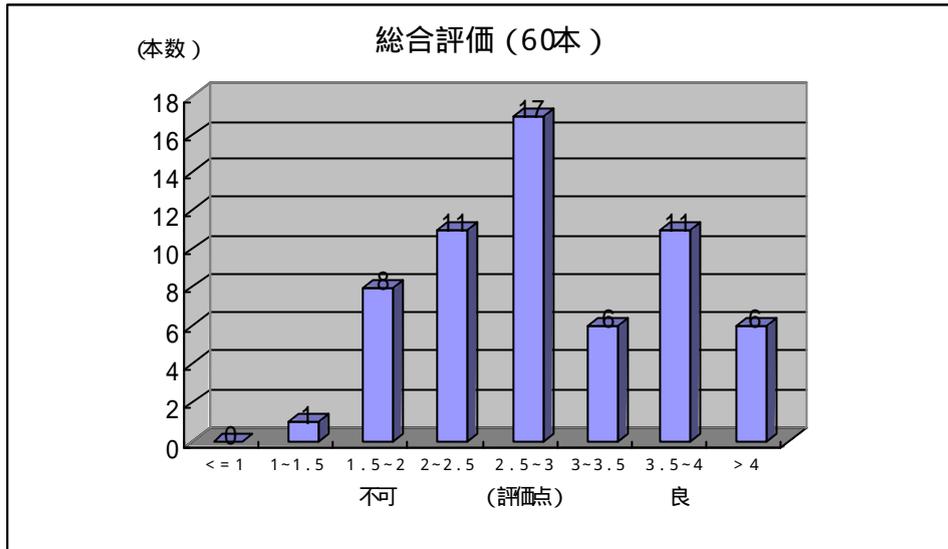
アイランドシティでのケヤキの生育状況

現在、盛土斜面上の平坦部に仮植えしたケヤキは、樹勢が高いといえない。しかし、移植後1年目の樹勢回復過程の途上にあると判断される。ケヤキは潮風に弱いとされる落葉広葉樹であり、海岸の近傍に位置するアイランドシティには不適當であるという意見もあるが、実際に測定された飛塩量は比較的少ないために、この場所がケヤキの植栽に絶対的に不適であるとはいえない。また、植栽試験地において枯死した事例は、前述したように潮風害よりも、地下水が異常に高く、過湿条件で酸欠によって根腐れしたためであるので、排水処理や盛土による湿害対策を講じれば生存に問題はない。

ただし、現在は周囲の地形が平坦で、やや強い常風の影響を受け続けており、樹勢回復が遅れる可能性がある。いずれにしても移植時のプランティング・ショックを緩和するための根系と樹冠のバランスを調整したり、樹林の構成をよく考え、潮風に強い常緑広葉樹の樹林をうまく配植して、ケヤキへの風当たりを弱めたりあるいは、建物等が強風を遮断する環境になれば、樹勢は次第に回復すると期待されるが、このためにも、適切な管理マニュアルと植栽計画を作成することが望ましい。

ただし、二股となっている樹木は股割けによる倒木の可能性が高いので、植栽を控え、樹勢の弱っている樹木や主幹部に腐朽部がある樹木も植栽を控えるのが望ましい。これらの実現の為にも適切できめの細かい管理マニュアルと植栽計画を作成するべきであると考えられる。

樹形・樹勢等の基準等に基づく評価



5 添付資料

- ・資料1 ケヤキ及び庭石代金の流れ
- ・資料2 関係事項年表
- ・資料3 西田元市議関連の交際費等一覧
- ・資料4 博多港開発株式会社所有のケヤキに係る意見書
(当資料中にある「切り戻し」とあるのは「切りぶかし」と同じ意味である。)
- ・資料5 工事監査結果

6 監査委員の判断

市長から要求のあった博多港開発株式会社のケヤキ及び庭石購入に係る博多港開発株式会社及び福岡市の事務執行に関することに関し、監査委員は、次のとおり判断する。

(1) 博多港開発(株)の事務執行について

ア ケヤキ及び庭石購入状況

(ア) 平成4年秋から平成5年冬にかけて、過去、国有林販売セールスをしたことのない高千穂営林署長が国有林のセールス先として、福岡市港湾局を訪ね、志岐港湾局長と港湾局参与が対応した。その後、平成5年1月13日付高千穂営林署長名の福岡市港湾局長宛「環境緑化木の販売について(購入依頼)」と題する文書が平成5年1月18日に港湾局で受け付けられ、当該依頼文書を受け、港湾局内では十分な協議が行われないままに、平成5年1月20日付で港湾局長名で博多港開発(株)社長に対し、「依頼文」と題する樹木の確保についての文書が送付されている。

その後、港湾局から博多港開発(株)に対し、ケヤキ購入の働きかけが再三なされ、平成6年8月25日及び26日に博多港開発(株)の常務取締役他1名と港湾局工務係長(造園職)で事前調査を行い、圃場で「切りぶかし」のケヤキ50～60本を見てきている。

(イ) 博多港開発(株)では、その後、しばらくの間、購入依頼への対応はしなかったが、平成7年5月9日に(財)林野弘済会支部長と副部長が国有林販売のために同社を訪れた。

その後、平成7年8月8日付で博多港港湾管理者(市長名)から博多港開発(株)社長に対し「植栽用高木の確保について(依頼)」と題する文書が出されている。

常務取締役によると、この依頼文については、あまりにうるさく港湾局が言ってきたので、市の指示ということを明確にするために文書で出すように依頼した結果出されたもので、港湾局からの依頼は最初から「ケヤキ」であったと述べている。

当該文書によると、香椎パークポート整備事業及びアイランドシテ

イ事業においても、大規模な緑化の整備を計画していたところ、高千穂営林署から、ケヤキ等の高木について、購入依頼があったので、港湾局としても、事業の植栽用として、是非確保したいので貴社で確保してもらいたい旨の記載がみられる。

さらに、関係者によると、当時は、港湾局において、そのような具体的計画はなされていなかったとのことである。

博多港開発㈱の当時の社長は、購入しなくていいと言っていたが、博多港港湾管理者である市長名で依頼文が届いたので、断れないと専務取締役と常務取締役が社長を説得したが、当時の社長は気に入らず、買戻しの覚書を書いてもらうことになり、福岡市が平成12年度を目途に東部地区の緑地整備に使用するなどについて記載した覚書を平成7年9月28日に港湾局長と博多港開発㈱社長との間で締結した。

覚書を締結する際には、ケヤキの本数、形状寸法、納入先、種苗地までが具体的に提示されている。

博多港開発㈱においては、平成7年のケヤキ購入の依頼文書と、前記の覚書に基づき、平成7年10月31日に、博多港開発㈱は(財)林野弘済会とでケヤキ200本の購入契約が行われている。

博多港開発㈱にあつては、「覚書」の締結に当たり港湾局において、香椎パークポート整備事業やアイランドシティ事業の緑地についての具体的な計画があるのか、平成7年8月8日付けの依頼文がケヤキ等高木の確保について博多港港湾管理者として依頼されているのか埋立事業者としての福岡市の事業として依頼されているのか、また、博多港港湾管理者名で依頼文が出されていたにもかかわらず港湾局長名で覚書が締結されようとしていたことに問題はないのか、さらには、港湾局として買戻しを行うための具体的方法についてはどのように考えているのかなどの問題点について港湾局に投げかけるなどしてその真意を確認することが必要であった。

(ウ)平成11年8月31日博多港開発㈱におけるケヤキ300本の購入については、アイランドシティの博多港開発㈱の埋立のため、同社の事業の一環として購入したものであり、稟議書によると、平成12年度からの新しいまちづくりの事業実施の一環として、緑化樹木の確保について、早期に着手する必要がある、また、ケヤキを選定する理由としては、福岡市で管理する高木街路樹の中で、使用本数がケヤキは第3位の14パーセントを占めており、市民になじみ深い樹木として

定着しているとの記載が見られる。

しかしながら、このケヤキ300本の購入理由については、事業を早急に進める必要があるとの事情があったとしても、希薄であることの感は否めない。

この時期に、経営企画課長は、大庭常務から購入前にすでに500本確保しているの、その緑化計画をつくるよう指示されたと述べている。

また、平成11年のケヤキ300本の購入については、平成7年の200本とは異なり、自社の計画で、博多港開発(株)が所有することになったものであるが、取締役会規則では「重要な契約の締結」の契約金額の基準が明記されていないことから、取締役会に諮られず、常勤役員の稟議書による決裁によって購入が決定されていた。

(エ)平成13年12月4日のケヤキ100本の購入については、志岐社長及び大庭常務によると、土砂受入による4億円の収入を活用し、平成14年度から国有林のケヤキが購入できなくなるとのことで、アイランドシティの将来のまちづくりのための先行投資のため、購入したとのことである。

この時期に、工務部長は、大庭常務から、ケヤキ100本を購入する前に600本を使う緑地計画を立てるよう指示を受けたとのことである(大庭常務によると、工務部長からケヤキ100本という話があったので、工務部長に600本の計画をたてるように指示したとのことである。)

また、平成11年8月のケヤキ300本の購入の場合と同様に、ケヤキ100本の購入については、共同事業者である港湾局には協議等もなされておらず、また、平成11年の場合と同様の事情から、取締役会に諮られずに、常勤役員の稟議書による決裁によって、購入が決定されていた。

なお、当時、博多港開発(株)は協調融資銀行団から追加融資に難色を示されており、事業計画の見直し、資本金の増資など経営状況が厳しい状況にあった。

(オ)平成12年5月購入の庭石1万トンについては、平成11年秋ごろから大庭常務の指示で、アイプロで検討されていた日和山ひよりに石公園を計画し、川石を探していたところ、五木石の情報が、平成12年3月頃一ツ葉技研(有)からもたらされ、購入されたものである。

購入計画の基本であったとされるアイプロは、平成10年7月から

平成12年5月に学識経験者の意見を含めて完成したもので、それには緑地の^{ひより}日和山公園が計画されているが、緑地の具体的内容を示す記載が見受けられない。

また、平成11年秋頃大庭常務から指示を受け工務部において、自然石を使った公園が検討されていたが、この計画を博多港開発(株)のアイプロ担当の経営計画部の経営企画課長には知らされていなかった。

庭石の購入に当たっても、ケヤキの場合と同様の事情から、取締役会に諮らず、常勤役員の稟議書による決裁によって購入が決定されていた。

イ 購入価格の妥当性

(ア) 博多港開発(株)によると、平成7年10月31日に博多港開発(株)が購入したケヤキ200本について、1本当たりの購入金額は、当時の積算資料臨時増刊掲載の1本あたり160万円と比較し、保管管理、掘取、運搬の経費込みで1本100万円であることから、割安であると認識していたとのことである。

しかしながら、契約先が林野庁の公益法人の(財)林野弘済会であること、さらに、福岡市から同様の価格で買い戻してもらえると考えていたことから、十分な市場調査がないままに価格が決定されていたのではないかと考えられる。

また、購入したケヤキ200本は、全て「切りぶかし」であったが、当時「切りぶかし」についての認識がないまま、契約相手の(財)林野弘済会の「新芽ができれば元に戻る。心配いらない」との説明をそのまま信じ、専門家との相談など十分な検討がないままに購入されていた。

また、海浜公園振興(株)の三苦社長によると、「1回目のケヤキの購入は、営林署がいない木ばかりをとらせた」と述べていることから、質的に良かったとは思われない。

ケヤキ購入に当たっては、単に積算資料臨時増刊との比較のみで購入されているが、十分な市場調査や専門家への相談など協議検討が行われる余地があった。

(イ) 博多港開発(株)によると、平成11年8月のケヤキ300本の購入についても、当時の積算資料臨時増刊掲載の1本あたり145万円と比較し、保管管理、掘取、運搬の経費込みで1本100万円は妥当な価格としているが、積算資料臨時増刊では平成7年よりも平成11年は15万円(約10パーセント)下落しており、それが購入価格に反映

されていない。

さらに、平成11年購入分から植栽後の2年間の枯れ補償がなくなったにもかかわらず、このことが購入価格に反映された状況が見受けられない。また、事前調査や市場調査もなされておらず、現地調査の際に大庭常務が、自然形で納品するように何度も伝えていたにもかかわらず、約40本が「切りぶかし」で納品されていた。

(ウ) また、博多港開発㈱によると、平成13年12月のケヤキ100本の購入についても、当時の積算資料臨時増刊掲載の1本当たり117万円と比較し、保管管理、掘取、運搬の経費込みで1本95万円で平成11年度より5万円安く購入したとしているが、積算資料臨時増刊によると平成11年よりも平成13年は28万円(約20パーセント)下落しており、そのことが購入価格に反映されていない。

また、平成11年と同様、植栽後の2年間の枯れ補償がなくなったにもかかわらず、このことも購入価格に反映されていなかった。

(エ) 以上のとおり、平成11年及び平成13年のケヤキの購入価格については、十分な市場調査や情報収集がなされず、積算資料臨時増刊との比較のみで、決定された購入価格である。

また、枯れ補償については、平成7年のケヤキ購入の契約には盛り込まれていたにもかかわらず、どのような理由で、契約から外れたかは、確認することはできなかったが、このことが購入価格には反映されていない。

よって、平成11年及び平成13年のケヤキの購入価格が妥当な購入金額であったかどうかについては、疑問が残る。

(オ) 平成12年5月の庭石の購入については、川辺川周辺からの採石料は熊本県条例で定められており、それには、庭石用としての土石採取料は重量に関係なく、径30～60cmは1個600円、60cmを超えるものは1個900円となっている。これと川からの積み出し、運搬、貯石管理等の経費によって、その流通価格が決定されている。

博多港開発㈱購入分の石を保有していた(有)荒嶽庭石によると、当時バブルがはじけ庭石が売れず在庫を抱えていた時に、今まで扱ったことのない1万トンという数量でもあり、一ツ葉技研(有)からかなり価格を押し下げられたとのことである。

博多港開発㈱は、(有)荒嶽庭石が推薦した3社の見積もりと、造園修景積算マニュアルに掲載された景石35千円/トンと比較して安価で

あることをもって安易に価格を決定しており，市場調査や情報収集など十分な検討が行われていたとは考えられないことから，庭石の購入価格についても，妥当なものであったかどうかについては，疑問が残る。

(カ) 以上のケヤキと庭石の購入価格の調査と並行して，博多港開発(株)が購入したケヤキ及び庭石の購入価格の妥当性について，(財)建設物価調査会九州支部，(社)日本造園学会，(社)日本公園緑地協会，(財)福岡県緑化センター，(財)九州環境管理協会，(財)経済調査会九州支部に対してケヤキ及び庭石の評価に係る調査業務について打診をしたところ，協力を得ることができなかつたことなどから，博多港開発(株)が購入したケヤキ及び庭石についての購入価格の妥当性については最終的な判断をすることができず，疑問を払拭することができなかつた。

ウ 元市議及び元市議関連 3 社の関与の状況

(ア) 元市議によると，東京で国有林の緑化木の販売促進の情報を得，その後，多数の人にこの情報を話していたとのことである。

博多港開発(株)にも平成 4 年暮れから平成 5 年早々に訪れ，緑化木の販売促進の情報を話して断られている。

また，これと同じ時期である平成 4 年 1 2 月の港湾局所管の地行中央公園植栽工事，平成 5 年 1 1 月の地行浜緑地植栽工事において，元市議の紹介によって，ケヤキ取扱業者として，大成産業(株)のケヤキが使用されている。

なお，元市議の働きかけについては確認できなかったが，平成 5 年 1 2 月の西部下水処理場整備事業においても，ケヤキ取扱業者として，大成産業(株)のケヤキが使用されていることが確認された。

(イ) ケヤキ及び庭石購入において，元市議の関連会社である海浜公園振興(株)，(株)イゴス，(株)時習館の 3 社がケヤキ及び庭石すべての取引の中で何らかの形で関係し，また，通常の商取引では考えられない多額の転売利益を得ていることが調査の中で明らかとなった。

また，海浜公園振興(株)三苦社長によると，ケヤキ購入の取引に介在した経緯として，「ケヤキの枯れ補償のリスクを分け合うために海浜公園振興(株)及び(株)イゴスが取引に入った」とのことである。

平成 7 年購入のケヤキについては，博多港開発(株)が，引き取るまでの圃場での枯れ補償及び植栽後の 2 年間の枯れ補償の負担は，契約相

手である(財)林野弘済会が負担することとなっていた。

平成11年及び平成13年のケヤキ購入の際には、植栽後の2年間の枯れ補償が契約条項からはずれているにもかかわらず、このことが契約金額には反映されていないことから、元市議関連2社のリスク負担は軽減されており、相応の利益が得られたと考えられる。

また、庭石についても、海浜公園振興(株)の三苦社長によると、「庭石1万トンを運搬する時のトラック輸送時の交通事故や輸送の際の石割れのリスクを分け合うために、海浜公園振興(株)及び(株)時習館が取引に入った」と述べている。

しかしながら、庭石の福岡までの輸送、納品については、(株)荒嶽庭石が行っており、(株)荒嶽庭石及び契約した運送業者によると、「石割れについては、運送会社の保険で対応し、交通事故の場合は運送業者と事故の相手方との間で対応することとしていた」とのことであり、海浜公園振興(株)及び(株)時習館が、交通事故や輸送の際の石割れの負担をすることは考えられないことから、リスク分担した両社の多額の転売益については、そのまま両社の利益になったのではないかと考えられる。

(ウ)また、百条委員会での調査によると、ケヤキ及び庭石の購入によって元市議の関連会社から、元市議に無担保、無利子で多額の貸し付けがされていることや、多額の役員報酬等が支払われていることが明らかとなった。

(エ)さらに、平成8年10月20日の衆議院議員選挙及び平成12年6月25日の衆議院議員選挙に元市議が立候補し、選挙準備が進められている時期に、博多港開発(株)において、平成7年のケヤキ購入、平成11年のケヤキ購入及び平成12年の庭石の購入が進められ、また、元市議の福岡市議会議員への選挙準備が進められている時期に、平成13年ケヤキ購入がなされているという状況が見受けられた。

(オ)以上のことから、博多港開発(株)が購入したケヤキ及び庭石の契約に、元市議がなんらかの形で、関与をしたのではないかという疑念が生じるため、関係人に対する調査や、関係帳簿などの調査によって、この点を詳細に調査したが、疑念を払拭することはできなかった。

エ 博多港開発㈱代表取締役及びその他の役員が同社に対する損害を与えたかどうかについて

(ア) 博多港開発㈱のケヤキ及び庭石の購入に当たって、平成7年を除く平成11年8月のケヤキ300本、平成13年12月のケヤキ100本及び平成12年5月の庭石1万トンのすべての購入について、志岐社長は、代表取締役として、また、大庭常務は事業担当常務として関わっている。これらのケヤキ及び庭石については、取締役会に諮られず、常勤役員の稟議書による決裁によって購入が決定されていた。

(イ) また、それぞれの稟議書によると、ケヤキ及び庭石の購入の必要性については、希薄であることの感は否めず、また、数量、配置計画などについても具体性に乏しいことから、十分な計画が立てられないままに購入が決定されているのではないかと考えられ、当時、早急に事業を進める必要はあったこと等の事情を考慮したとしても、ケヤキ及び庭石を購入する必要があったかどうかについて、疑問が残らざるを得ない。

(ウ) また、事業計画過程やケヤキの選定過程において、ケヤキの他にも多種類の高木があるという状況の中で、どのような検討過程を経てケヤキを選定したのか、また、営林署が保有する期限限定品の国有林のケヤキがなぜ、購入の対象になったのか等について、関係人の調査等においても、疑問は払拭されなかった。

(エ) 庭石についても、平成12年3月に一ツ葉技研(有)からの情報によって、川辺川周辺から採石される川石である五木石(通称名)が購入されているが、どのような計画・検討過程を経て、期限限定品である五木石が購入されることになったのか、また、他の川石などと比較などはしなかったのかなどについて、関係人の調査等においても、疑問は払拭されなかった。

(オ) さらに、これらのケヤキ及び庭石のすべての取引に元市議の関連会社が開与し、また、通常の実務では考えられないような多額の利益を得ている。

(カ) このことから、博多港開発㈱内に、ケヤキ及び庭石の契約の相手方との取引に、元市議の関連業者が開与していることを知っていながら、

元市議の関連業者に利益を与えることを目的として、具体的な計画がないにもかかわらず、ケヤキ及び庭石を購入するために、ことさらに事業計画を策定させるなどして、ケヤキ及び庭石の購入計画を進めた者がいたのではないかとの疑念を抱かざるを得ない。

以上の点から、本契約に携わった代表取締役社長及び役員について、元市議の関連業者が、ケヤキ及び庭石の契約の相手方の取引相手として関与していることを知っている者がいたか、また、元市議の関連業者がケヤキ及び庭石の取引に関連して転売益を得ることを知りながら契約手続きを進めた者がいたかどうかということについて、特に念頭におきながら、関係人等に対し調査を行うとともに関係帳簿等の調査を行ったが、疑惑を払拭することができなかった。

(2) 港湾局の事務執行について

ア 平成5年1月に港湾局から博多港開発(株)に対して「依頼文」と題する樹木確保についての文書が出されており、関係人によると、同文書においては、事務連絡として出されたものである旨述べているが、当該文書の内容は、「樹木を是非とも確保してもらいたい」というもので、不適切な内容だったと言わざるを得ない。

イ また、平成7年8月8日付けで博多港港湾管理者(市長名)から、博多港開発(株)に対して「植栽用高木の確保について(依頼)」の文書が送付されていたが、この文書は、具体的な緑化計画もない中で、港湾局がケヤキ等の高木の購入依頼を市と別個の団体である株式会社に行っており、しかも、買収先を特定するなど公文書としては、極めて不自然で不適切な事務執行が行われていると言わざるを得ない。

さらに、前記平成7年8月8日付けの依頼文には「博多港港湾管理者」として「福岡市長名」が記載されているが、依頼文にある香椎パークポート整備事業及びアイランドシティ整備事業については、地方公共団体としての福岡市が港湾管理者の長である福岡市長から免許を受けて行う事業であると考えられ、これらの事業の植栽用としてケヤキ等の高木の確保を依頼することは、埋立事業者である福岡市としての事業であるの

で、依頼文に博多港港湾管理者名を使用したことは、事務手続きを誤っていたと言わざるを得ない。

なお、港湾局所管の市長専用印を管理している総務課が合議を受けておらず、また、同課が管理している市長専用印ではなく、総務局が管理している市長印が押印された経緯については、調査によっても明らかにならなかった。

ウ 平成7年9月28日に港湾局長と博多港開発(株)代表取締役社長との間で締結された「覚書」については、港湾局において、具体的な計画もない中で、「覚書」に記載されている内容についての実現の可能性について十分な検討がなされないまま、博多港開発(株)からケヤキ200本を買戻しする文書が作成されており、極めて異例であり、問題あると言わざるを得ない。

さらに、覚書については、前記平成7年8月8日付けの依頼文の問題点、また、当該依頼文が博多港港湾管理者名で出されているにもかかわらず覚書が福岡市港湾局長名で締結されていること、また、博多港港湾管理者名の依頼文であったことから、当時の役員によると、「定款に博多港港湾管理者の方針のもとに、その指示を受けて事業を営む旨の定めもあり、依頼文に従わざるを得ないと、当時の社長を説得し、社長も不本意ながらこれを承諾した」という経緯を述べており、当該文書については、何らかの背景があって、博多港港湾管理者名で出されたものではないかとの疑念が残る。

エ なお、港湾局と博多港開発(株)の担当課長の間で「覚書に係る確認事項」として、平成12年度までの使用期限を超えた場合の覚書の更新などについて記載された文書が作成されていたが、その後、港湾局と博多港開発(株)の間で、何らの対応もされていなかった。

この「覚書」等については、ケヤキの買戻しを将来約束しているものでありながら、担当課長等の間で事務引継も行われておらず、港湾局において博多港開発(株)から平成10年1月頃に買戻しの話があった際に、使用できない旨を口頭で博多港開発(株)担当部署に伝えただけで、上司にもその旨の報告はなされておらず、そのまま放置されていたことなど、組織として、文書の問題点や重要性を認識した上で、適切な対応がとられることなく、現在に至っている。

(3) 所見

以上のように、ケヤキ及び庭石の購入に関し、元市議の関与の有無、及び博多港開発(株)代表取締役社長及び役員の行為によって博多港開発(株)に損害が生じたのではないかという点については、博多港開発(株)に生じた損害及びその程度や額について確認することはできなかったが、疑念は払拭されなかった。

なお、監査の過程において、平成15年3月3日に福岡市の市民団体が、志岐眞一氏を特別背任罪で告発し、また、平成15年3月20日に福岡市議会は、西田藤二氏に対しては百条委員会における虚偽の陳述・記録の不提出により、三苫達久氏、坂本松男氏、佐藤亮二氏の各氏に対しては百条委員会への不出頭により告発するとともに、福岡市議会議員全員の連名により志岐眞一氏を特別背任罪で告発、それぞれの告発が受理されている。

福岡市長においても、平成15年4月2日に、ケヤキ及び庭石の購入により、博多港開発(株)に約7億7千3百万円の損害を与えたとして、志岐前社長と大庭元常務を特別背任罪で告発され、受理されている。

さらに、現在、博多港開発(株)の監査役等において、ケヤキ及び庭石の購入による損害に関して調査が行われているところであり、その調査結果を待って同社にケヤキ及び庭石の購入による損害の発生の有無や損害額等について博多港開発(株)としての判断が示される予定であるとのことである。

福岡市長におかれては、ケヤキ及び庭石の購入に関し、博多港開発(株)が損害を被ったかどうかについて、今後、引き続き調査を進められるとともに、損害が確認できた場合においては、同社に対する出資の権利を確保するため所要の措置を講じられたい。

監査委員の意見

1 博多港開発(株)に対して

(1) 購入されたケヤキ・庭石の購入契約については、取締役会に諮らず、稟議書によって、常勤役員が決裁を経て、購入の意思決定が行われている。

今後、取締役会が業務執行を決定する機関であること及び取締役会が代表取締役の業務執行を監督する権限を有することに鑑み、同社における業務執行に関する明確化の観点から、株式会社としての迅速な意思決定の必要性や、福岡市が出資している法人であることから市民に対する説明責任の要請等にも考慮しながら、今後、博多港開発(株)の「取締役会規則(昭和36年11月10日実施)」における重要な契約に関する取締役会の決議事項の見直しについて検討を進められたい。

(2) 今回のケヤキ及び庭石の購入については、取締役会に諮られずに稟議書によって、購入の意思決定が行われたものであるが、今後、取締役の職務執行を監査する機関としての監査役の会計監査を含む業務全般監査という業務執行について充実を図るとともに、社内のチェック体制の充実強化の方策を講じられたい。

(3) ケヤキ及び庭石の購入にあっては、掘取り・運搬料の前払い、契約保証人を付けていなかったこと、購入金額の決定方法、高額な物品の契約取り扱いなど契約事務に不適切な事務執行が散見されたので、博多港開発(株)の契約制度のあり方について、調査検討することを進められたい。

(4) ケヤキ・庭石については、資産価値が減じることがないように、資産管理に十分配慮し、港湾局、都市整備局等の関係機関と早急に協議を行いながら、その有効活用を図るよう進められたい。

(5) ケヤキの管理に当たっては、監査において提出された、「博多港開発株式会社所有のケヤキに係る意見書」によると、鹿児島県鹿屋市および串良町の圃場のケヤキは、生育状況は、必ずしも良好な状態とは言えず、深植えの現状を改良し、管理マニュアルを作成するなどして、肥培管理を徹底することとされている。

また、アイランドシティ植栽のケヤキについては、排水処理や盛土による湿害対策を講じ、適切な管理マニュアルと植栽計画を作成することが望まれるとされていることも参考にして、定期的に現地調査を実施し、管理マニュアルを作成するなどケヤキの管理に努められたい。

なお、監査委員において、前記意見書と博多港開発(株)が平成14年12月に2団体に調査委託した「会社所有のケヤキの評価に係わる調査業務報

告書」2件との樹木評価（評価金額の妥当性は検証できないため）の比較を試みたが、評価基準の設定が異なるために、全体的な評価の高低に若干差はあると認められるものの、樹木の評価は、ほぼ同様の傾向にあると思われた。

2 福岡市に対して

福岡市長は、博多港開発㈱に対し、福岡市が51パーセント出資している法人であることを念頭において、出資金が出資の目的に沿って適正に管理されるよう、法人としての組織運営にも配慮しながら、今後とも監督指導に努められたい。

3 福岡市及び博多港開発㈱に対して

- (1) 平成7年9月28日付港湾局長と博多港開発㈱との間で締結された「覚書」において、平成7年購入したケヤキ200本については、「平成12年度を目途に使用するもの」となっており、さらに、「覚書」に基づいて港湾局と博多港開発㈱の担当課長の間で「覚書に係る確認事項」と題する文書が作成されていることが認められ、同文書では、港湾局と博多港開発㈱との間で、平成12年度までの使用期限については、これを越えることが確実にした時点で両者協議の上、「覚書」を更新することが確認されていたにもかかわらず、その後、「覚書」について両者間で協議が行われていない。

以上の経緯を踏まえ、港湾局と博多港開発㈱で、前記覚書等の法的性格について、整理を行うとともに、ケヤキ200本の今後の取扱いについて協議を行われたい。

- (2) 博多港開発㈱のケヤキの購入は、平成5年、平成7年に福岡市が環境緑化木の先行確保を依頼したことが発端となっている。特に平成7年の依頼については、博多港港湾管理者である市長名で依頼がなされ、その後「覚書」を港湾局長と博多港開発㈱で締結したことから、ケヤキ200本の購入を決定したものである。

このような行為が生じたのは、それぞれの役割分担が不明確な状況の中で業務が行われていたのではないかと考えられることから、今後、両者の役割と立場を明確にするとともに、協力体制を構築するための取組みを進められたい。